

○恵庭市木造住宅耐震診断補助金交付要綱

平成22年6月4日

告示第58号

(目的)

第1条 この告示は、恵庭市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の所有者が行う耐震診断に対して補助金を交付することについて必要な事項を定めることにより、市民の防災意識の向上及び災害に強いまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 次に掲げるものをいう。

ア 木造の戸建住宅（2世帯住宅を含む。）

イ 木造の店舗等併用住宅（店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものをいう。）

(2) 耐震診断 次のいずれかに該当する木造住宅の地震に対する安全性の評価をいう。

ア 「木造住宅の耐震診断と補強方法」（財団法人日本建築防災協会が作成するものをいう。）による一般診断法

イ アに掲げる方法と同等以上と認められる耐震診断

(3) 耐震診断技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に規定する建築士事務所に所属している同法第2条第1項に規定する建築士をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する木造住宅の所有者（個人に限る。）とする。

(1) 市内に現存するもの

(2) 昭和56年5月31日以前に着工されたもの

(3) 在来軸組工法又は枠組壁工法のもの

(4) 地上階数が2以下のもの

(5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に明らかに違反しないもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、耐震診断技術者が行った耐震診断に要する経費の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、1の住宅につき7万円を限度とする。

(補助金の交付手続)

第5条 補助金の交付申請、交付決定その他補助金交付に係る手続については、この告示に定めるもののほか、恵庭市補助金等交付規則（平成12年規則第8号）に定めるところによる。

2 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助金等交付申請書 次に掲げる書類

- ア 対象建物概要表（別記様式）
- イ 耐震診断に要する費用を明らかにするもの
- ウ アの内容を証明するもの

(2) 補助事業等実績報告書 次に掲げる書類

- ア 耐震診断技術者が策定した耐震診断報告書
- イ 耐震診断費用の支払状況がわかるもの

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この告示は、平成22年7月1日から実施する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から実施する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の恵庭市木造住宅耐震診断補助金交付要綱の規定は、この要綱の実

施の日以後に行った耐震診断について適用し、同日前に行った耐震診断については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から実施する。